

令和3年4月6日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 5件  
(うちパワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、  
携帯電話機(スマートフォン)1件、エアコン(窓用)1件、  
LEDランプ(電球型)1件、リチウム電池内蔵充電器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100001	令和3年3月20日	令和3年4月1日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和3年4月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100002	令和2年5月19日	令和3年4月1日	携帯電話機(スマートフォン)	重傷1名	当該製品で通話しようとしたところ、異常音がし、左耳を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	令和2年12月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100003	令和3年3月20日	令和3年4月1日	エアコン(窓用)	火災	作業場で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和3年4月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100004	令和3年3月25日	令和3年4月2日	LEDランプ(電球型)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100005	令和3年3月17日	令和3年4月2日	リチウム電池内蔵充電器	火災	宿泊施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし